

子ども医療費

助成受給券が更新されます

市では、0歳から中学3年生までのお子さんを対象に「子ども医療費助成受給券」を発行しています。

8月から使用できる受給券は、受給資格等を決定した後、7月末に発送します。ただし、住民税が未申告である場合は受給資格等を確認できないため、受給券を送付することができません。必ず住民税の申告をしてください。

また、所得超過により助成を受けていない方が助成を受けるためには申請が必要となります。表1で所得制限限度

【表1】

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

額を確認し、7月11日(月)までにお手続きください。

・収入が給与のみの方

所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」となります。

・その他の方

所得額は年間収入金額から必要経費を差し引いた額になります。

※所得額から各種控除と基礎控除(8万円)を引いた額により審査します。



◆申請に必要な書類

①子ども医療費助成申請書(子育て支援課にあります)

《助成内容》

対象年齢	0歳～中学3年生
助成の対象	通院・入院・調剤
受給券の色	白
所得制限の有無	有

- ②お子さんの健康保険証の写し
- ③印鑑(朱肉を使うもの)
- ④平成28年1月2日以降に本市へ転入された方は、父母の平成28年度(平成27年分)所得課税証明書(記載に省略がなく所得額と課税額が確認できるもの)
- ※控除対象配偶者は不要、源泉徴収票では不可。

児童手当



現況届は、毎年6月1日の状況により、児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。6月上旬に現況届を送付します。提出しないと、6月分以降の手当が支給できなくなりますのでご注意ください。

◆提出書類(受給者が対象)

- ①現況届 ②印鑑
- ③受給者の保険証の写し
- ※茂原市の国民健康保険証をお持ちでない方のみ。
- ④父母の平成28年度所得課税証明書(省略のないもの)

※平成28年1月2日以降に転入された方のみ。
※控除対象配偶者は不要。

◆所得制限について

※養育する児童と別居している場合には、この他に必要な書類等があります。

児童手当には所得制限があります。受給者の前年の所得が、上記表1の所得制限限度額を超えた場合は、6月分以降の児童1人当たりの月額が、年齢・人数にかかわらず一律5千円となります。

※老人扶養親族がある場合には、1人につき限度額に6万円を加算します。

※所得額から各種控除と基礎控除(8万円)を引いた額により審査します。

◆提出期限

7月11日(月)

◆休日受付(子育て支援課のみ)

6月26日(月)
8時30分～17時15分

提出・お問い合わせは、子育て支援課(2階)

☎(20)1573、FAX(20)1610

本納支所

☎(34)2111、FAX(34)4113へ。